

(別紙1)

令和2年4月吉日

正 会 員 各 位

NPO 法人八王子市民活動協議会 選挙管理委員会
八王子市旭町 12-1 ファルマ802ビル 5 階
電話・FAX : 042-646-1626

令和2年度理事選挙について

拝啓 正会員の皆様におかれましては、ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、今年は理事改選の年です。別紙の通り13名の方の立候補届け出がありました。立候補者が定数25名未満のため、下記の通り理事選挙規程の定めに従い、投票を行わず、取扱いを総会に委ねます。

理事候補者のリストをお送りします。各立候補者の所信表明集を、協議会ホームページに掲載しております。理事立候補者の所信を各会員の皆様に知っていただく参考としてください。

(「八王子市民活動協議会」で検索 <http://www.shiminkatudo-hachioji.com/>)→「理事立候補者の公示」

敬具

記

参考:

<協議会定款の定め>

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以上5人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 特定非営利活動促進法(以下「法」という)第20条各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねてはならない。

<理事選挙規程の定め>

(立候補者が定数未満の場合の取扱い)

第11条 理事立候補者が定款の定数未満の場合の取扱いは総会において決する。

以上